

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 平成4年12月

申立期間①について、私は、結婚前から国民年金に加入しており、国民年金保険料は、義姉が納付していたはずだ。申立期間②について、結婚後は、妻が、夫婦の保険料を一緒に納付してきたので、妻が、自分の保険料を納付して私の保険料を納付していないとは考えられないし、申立期間③について、1か月分の保険料だけ納付していないとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻については、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料が納付されていることを示す押印が確認できることから、申立人についても当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び③について、申立人は、結婚前から国民年金に加入しており、国民年金保険料は、義姉が納付したはずであり、結婚後は、妻が、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、結婚前から国民年金に加入していたとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人の妻からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間③について、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄において、第１号被保険者の資格取得日は、当初、平成５年１月１日と記載されていたが、４年１２月２１日へ訂正されていることが確認できるところ、オンライン記録により、当該資格取得日の訂正処理は、８年４月１５日に入力されていることが確認できることから、申立期間③は、訂正前は国民年金の未加入期間として管理されており、申立人の妻は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の義姉及び妻が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和５０年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月並びに平成4年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月及び同年3月
② 平成4年12月

私は、昭和46年2月に会社を退職した際、伯父が同行の上、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が、夫婦の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間①について、夫の保険料を納付して私の保険料を納付していないとは考えられないし、申立期間②について、納付書が4か月分送付されたのに、1か月分の保険料だけ納付していないとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、同年2月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、上記とは別の国民年金手帳記号番号が、昭和45年3月に夫婦連番で払い出されたことが確認できるものの、当該払出簿の申立人に係る記号番号欄には「資格取消」の押印が確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄において、第３号被保険者から第１号被保険者への種別の変更日は、当初、平成５年１月１日と記載されていたが、４年１２月２１日へ訂正されていることが確認できるところ、オンライン記録により、当該変更処理は、８年４月１５日に入力されていることが確認できることから、申立期間②は、訂正前は国民年金の第３号被保険者として管理されており、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 11 日まで
私は、昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 11 日までの間、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった労働者名簿及び退職届、並びに同社の事業主及び元従業員の供述から、申立人は、勤務期間が特定できないものの、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務期間が確認できる資料は無い上、申立期間に係る厚生年金保険標準報酬決定通知書及び算定基礎届を確認したが、申立人の氏名は確認できないことから、厚生年金保険には加入させていなかったものと思う。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社において、昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 31 日までの期間に厚生年金保険被保険者記録のある 35 人のうち、連絡先の判明した 21 人に照会したところ、10 人から回答があり、そのうち 2 人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間については分からない。」、残りの 8 人は、「申立人については記憶にない。」とそれぞれ供述しており、申立人の勤務期間等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、前述の回答者の一人は、「A社には、申立期間当時、B、C、Dに営業所があり、営業所を含めると 70 人程度の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、同社に係るオンライン記録によると、申立期間当時、同社の被保険者数は 17 人から 23 人で推移していることが確認できる上、前述の回答者のうち、同社における厚生年金保険の加入状況について具体的な回答のあ

った3人のうち1人は、「2年ほど前に、社会保険事務所（当時）からの行政指導があったことから、正社員については、全員、同保険に加入できるようになったものの、それまでは、会社は同保険のことについては何も言わず、従業員から加入の申出があってから手続をしていた。そのため、当時は、従業員の半数ほどは同保険に加入していなかった。」、他の一人は、「運転手は加入していない人が多かった。また、会社も、同保険に加入させると保険料を負担しなければならないことから、同保険については何も言わなかった。」、残りの一人は、「当時は、同保険は、従業員の希望により加入していた。会社は従業員を同保険には加入させたくなかったため、同保険の加入のことは何も言わなかった。」とそれぞれ供述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を同保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係るオンライン記録によると、昭和62年4月1日から平成2年7月11日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は20人確認できるものの、当該資格取得者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 10 日から 46 年 5 月 25 日まで

私のA事業所における資格取得日は、昭和46年5月25日とされているが、前事業所を退職してすぐに勤務を始めたから、40年9月10日だと思う。就職の際、B支店の所長から「君はまだ若いから、社会保険に入れるようにします。」と言われた記憶があるし、5年余りも健康保険証が無かったはずがない。給与から保険料が控除されていた記憶もある。調査の上、記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間当時、A事業所（B支店）（以下「C事業所」という。）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時にC事業所で勤務していたと記憶する元同僚5人について、オンライン記録によると、当該元同僚全員について、申立期間に同事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないところ、このうち二人は、「私がC事業所に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していた。」、「私は、昭和45年8月からC事業所で勤務したが、年金記録は、申立人と同様に46年5月25日からとなっている。約9か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。」とそれぞれ証言している。

また、オンライン記録によると、C事業所は昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、A事業所（D支店）（以下「E事業所」という。）の元給与計算事務担当者は、「私は、46年からE事業所で給与計算事務を担当していた。その当時、申立人の厚生年金保険の加入手続をE事業所で行った記憶がある。」と証言している。

さらに、E事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

により申立期間又はその前後に被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 20 人に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について照会し、14 人から回答を得たものの、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4672 (事案 3594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 30 日までの間、A社(現在は、B社)に継続して勤務していたが、昭和 56 年 7 月に同社C工場から同社D工場に異動となり、申立期間に係る標準報酬月額が異動前の標準報酬月額と比べて低額となっていることに納得できないと申立てを行ったが、年金記録確認地方第三者委員会から平成 23 年 6 月 27 日付けで申立てを認めることができないとして、通知を受け取った。

今回の再申立てに当たり、新たな資料は無いが、前回の判断に納得できないので、申立期間について、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) B社は、「申立期間当時の手続において、着任地に係る被保険者資格取得届を提出する際に、金額が不確定である時間外手当分を除いて標準報酬月額を決定していると思われる。」と回答していること、ii) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間については、申立人が提出した給与支給票により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はそれ以下であることが確認できることなどから、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いものの、前述の通知は納得できないと主張しているが、申立人の当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4673 (事案 317、1950 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年6月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、20年8月の終戦まで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、18年4月1日から19年6月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できない。前回までの申立てにおいて、事務職であったと推認されているが、当該期間については、私は工員として勤務していた。今回、B社が発行した在籍証明書を提出するので、申立期間について労働者年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和18年4月から、「C」の部署に配属され、その後、D市からE市方面の工場に異動したと主張しているが、i) 勤務状況について明確な記憶が無いこと、ii) Cの部署に配属された当時の勤務状況について、申立人は事務職であったとしており、申立人と研修の同期生で、同時期にC関係の部署に配属されたとする元同僚4人についても、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が無いことから、申立人は、当時、労働者年金保険の被保険者となることができない事務職であったと考えられること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年1月7日付けで通知が行われている。
- 2 また、その後、申立人は、委員会の判断の理由で挙げられている「申立人と研修の同期生で同時期にC関係の部署に配属されたとする元同僚4人」は、自分と同じ部署ではなかったこと、申立期間の業務内容について、事務職で

はなく現場で勤務していたとして、再度申立てを行ったところ、i) 申立人が現場で一緒に勤務した同僚の氏名を記憶していないこと、ii) 申立人が同級生及びF部で一緒であった元同僚として名前を挙げた5人のうち連絡先が判明した一人からは回答が得られず、当時の状況を確認することができなかったこと、iii) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様、昭和19年6月に同社で被保険者資格を再取得した前後に氏名のある申立人と同学年の従業員のうち、5人に対して当時の勤務状況を聞き取り確認したところ、5人全員が終戦まで同社に在籍していたとしているが、申立人と同様、労働者年金保険法が施行された17年6月1日から18年4月1日までの期間については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録があるものの、同年4月1日から厚生年金保険法施行時までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、5人全員が、申立期間当時、労働者年金保険法の適用除外であるC課に所属していたと証言していること等、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年7月26日付けで通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、申立期間については工員として勤務していたと主張し、平成23年10月27日付けB社G工場H課長名による昭和18年4月1日から19年6月1日までに係る在籍証明書を提出しているが、同社担当者によると、「申立人の在籍を確認できる資料等は全く残っていないが、申立人が提示した平成18年5月31日付けG社会保険事務所(当時)発行の厚生年金保険被保険者記録期間照会の回答書に基づき、前後の被保険者記録が有る以上、申立期間は在籍していたであろうと思われるため発行した。」としており、申立人が、A社において、申立期間については工員として処遇されていたことを確認できない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

私は、A事業所（B社長が経営していたC事業所）で昭和41年11月1日から45年5月1日までの3年半の間勤務していたにもかかわらず、申立期間の3年間分の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A事業所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録からA事業所に係る被保険者記録が確認できる113人のうち所在が確認できた被保険者全員（30人）に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について照会し、9人から回答があったものの、その全員が申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない上、申立期間における当該事業所の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についても確認することができない。

また、A事業所は昭和53年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主の所在は不明である上、申立人が申立期間の雇用主であると主張するB氏も既に死亡しており、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間について、「C事業所で勤務していた。」とも主張しているが、同事業所を適用事業所とする記録は確認できない上、申立期間後の昭和56年から同事業所を経営していた者は、「申立人の主張する所在地にあった同事業所を引き受けたが、その時に厚生年金保険の適用事業所の引継ぎ

を行った記憶は無い。」と回答している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年9月24日まで

私が代表者であったA社が平成5年9月に倒産し、私は、それまで滞納していた同社の社会保険料の分割納付と資格喪失に関する相談のため一人でB社会保険事務所(当時)に行った。対応した職員から具体的な説明がないまま言われるとおりに書類に押印したところ、滞納金等の支払は不要となった。当時、私はどのような処理が行われたのか分からなかった。

オンライン記録によると、私の標準報酬月額が平成3年5月から減額されているが、給料を減額した事実はないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年9月24日)の後の同年10月14日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間の前後を通じて、唯一の代表権を有する取締役であったことが確認できる。

また、申立人によると、「A社が平成5年9月に倒産し、私は、それまで滞納していた同社の社会保険料の分割納付と資格喪失に関する相談のため一人でB社会保険事務所に行った。」と供述している上、元従業員によると、「当時、同社の経営状態は悪く、申立人は毎月の赤字に苦慮していたと思う。」と証言しており、当時、社会保険事務所(当時)から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「対応した職員から具体的な説明がないまま言われると

おり書類に押印したところ、滞納金等の支払は不要となった。」と供述している上、元従業員によると、「申立人が同社の事業主であり、当時、給与計算、社会保険及び経理等全ての事務を申立人一人で行っていた。」と証言していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表権を有する取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。